

ただいま説明申し上げました建設改良や資産購入費などの明細につきましては、水道18ページより24ページに記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、平成19年度長井市水道事業会計決算の概要でございます。よろしくご審査の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成19年度長井市各会計決算に関する総括質疑

○高橋孝夫委員長 以上で概要の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、ご指名をいたします。

蒲生光男委員の総括質疑

○高橋孝夫委員長 議席番号6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 私の通告している質問事項は2点です。特に決算議会でございますので、16年から毎年お聞きしておりますが、収入未済額及び不納欠損対策等について、税務行政、特に収納業務に関してはエキスパートと自負しておられます税務課長のご答弁を主にお願いしたいと考えております。市長からは、やっぱり一番肝心の総括的のところ、そういった点でお願いをしてまいりたい。2点目の人口交流増対策については、特に商工観光課長の所管する農産物を媒体にしたような、そういったところについて、その交流成果という点について、あるいはまた今後の考え方等について、特に(1)に記載してございます都市、地方連携の温暖化

対策というような、新しく何か事業メニューが出ておるようですから、そういった取り組みについてもお聞かせいただきたいと思います。

まず、委員長の許可をいただきまして、また同じようなものなんです、1ページは一般市税現年度分、それから滞納繰越分を含む上位市、それから下位市、そして長井市、この5市の推移をグラフにしたものでございます。現年分につきましては、一番上の数字が記載してある、パーセンテージの記載してあるのが村山市でございます。真ん中のばってんのついてる98.08というのが長井市でございます。一番下が新庄市というようなことでございます。図2の滞納繰越分を含むというのにつきましても、村山、長井に数字入っていますが、新庄市は入っておりませんけれども、新庄の数字については下表の表を見ていただきますとおわかりのとおりでございます。

今回、特に一般市税の収納率が、16年の決算議会で私が、この対策本部等のような収納業務の対策が必要じゃないかというご提案を申し上げまして、17年の2月に収納率向上対策本部を立ち上げていただきました。以来、同じような質問を繰り返しているわけですが、ここに記載のとおり、若干ずつでありますけれども、収納率が向上しているということは、極めていい傾向だなというふうに思っております。

しかしながら、依然として村山市と長井市を比較した場合、まだまだ、94.89と92.46ですから、2ポイント以上の開きがございます。例えば村山市並みの収納率であったと仮定した場合に、長井市は財源としてどのぐらいふえることになるのか。これはこの図表の説明が終わった後に税務課長にお答えいただきたいと思います。

2番目の2ページ目の方は、国保税の関係を同じように現年分、滞納分を含めた数値化したものでございます。これについても村山、長

+

井について数字を記載してございます。村山市は現年分、19年度、幾らか下がったとはいえ95.64、それに対しまして長井市が92.03ですので、大分開きがございました。さらに滞納繰越分も含めると、村山が87.02に対しまして長井市が76.95ということになりますので、相当大きい開きが出てくるということになっております。

去年も同じようなことを言いましたけども、例えば一般市税現年で、米沢市が大変いい成績を示しておりますね。98.41と。しかし、この2ページ目の国保の滞納繰越分まで入れますと、米沢市は67%台に低迷していると。これは多分、滞納者というのは何も国保だけじゃない。一般市税だけじゃない。その他の税外品目についても滞納をしているケースが多いのではないかと。そこで、その徴収をしたときに、どこから順序よくあてがっていくかと、充当させていくかということの、もしかするとそういったものが連動しているのかもしれないなというふうに思っておりますけれども、長井市の場合にはそれではどうかということについても、最初の質問の後に税務課長の方からお答えいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

最初、村山市並みに収納率が2%アップした場合というご質問でございましたが、単純に計算しまして7,350万円ほどの収入増となるように思います。

それから、米沢市さんの例が出まして、税の入れ方というふうなご質問だったかと思いますが、一つは、米沢市さんについては、大分以前に集合主税方式をとっておったようでございますが、国保を切り離しているというふうな関係で、国保が低くなっているのかなと想像しておるわけでございます。

なお、滞納されている方から特別な申し入れ

がない限り、市県民税を1番に、2番目には固定資産税、3番目には都市計画税、4番目には軽自動車税、そして国民健康保険税、最後になりますが税外収入金と、このように入れているのが、大体県内どこの市でもそうですし、長井市も、私の知る限り、そのように収納しているというのが実態だと思います。以上でございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 そういう順序だという、グラフというか推移を見ますと、やっぱりそういうことがあるのかなと思うんですけども、国保がずっと後回しになるということについては、例えば保険証の問題などもさまざま出かねないということもあるわけですから、例えばいろいろずっと滞納があつて、今3万円しかないからというので3万円徴収したとしますよね。そのときこちらから格別なことを申し上げなければ、今言った順序で充当させていくと。ですけど、保険証の問題というのは私は非常に大事な問題だと思うんですね。これは行政の方からその方に対して、「こうなると、こういう順序で充当させることとなりますけれども、よろしいですか」なんていう確認はするわけですか。それもしないんですか。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

まだ久しぶりに来まして日が浅いもんですから、実態のところについてはつかんでいない面もあるのですが、滞納されている方によっては、ご相談申し上げるというふうな場合もあろうかと思ひます。また、「どうしても保育料に入れてほしい」というような申し出をなさる方もおいでですので、そこはだめだということではなく、相談をしながら、相手の意向に沿うような形で収納の処理をさせていただいておるといのが現状でございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 ぜひ、滞納している額をすべて一遍でということはなかなかいかないと
思うんですね。こちらはこちらで、徴収する側については、やっぱり生命にかかわるとい
いますか、そういったこと、優先順位をある程度
考え考え充当させていただくように、それはお
願いしておきたいものだなというふうに思いま
すので、その点についてはよろしくお願いた
いと思います。

税務課長、さきの一般質問の安部議員の答弁
で、「かつて長井市は収納率ではトップだった
んだ。トップ争いをしていたんだ」というお話
だったんですけれども、その当時トップでいら
れた理由、どこに理由があったとお感じですか。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 どこに原因がというか理由
があったかと言われると、非常に答えに窮する
わけですが、確かに昭和59年4月1日
に前任者から引き継いだわけですが、
その時点では99.34%、滞納を含めての状況で
ございました。第2位で引き継ぎまして、お
かげさまで第2位で後任の方にバトンを渡すこ
うできたわけですが、当時、ただひた
すら無我夢中で繰り返し繰り返し滞納されてい
る方を訪問したということ以外、特別な手だて
を打った記憶は余りないわけです。やはり今よ
りも納税に対する意識が、市民の方々、濃か
ったのかなという思いが一番でございまして、あ
えて何をやったかと言われると、ただ一つだ
け考えてやったことがございます。

実は、夜間訪問徴収というのは、非常に在宅
率が高くなり、面談できる割合が高いのでとい
うふうに物の本にも書いてございますが、やっ
てみますと、割合早い時間は在宅しておりませ
ん。遅くなって行きますと、お酒が入っている
ものですから、どうも乱暴なことになりかねな
いということで、私は県内初の取り組みをいた
しました。早朝訪問徴収でございます。4月の

初めはまだ夜が明けるのが遅いものですから、
5時半ぐらいにうちを出ました。どんどんど
ん夜明けとともに出発する時間を早くしまし
た。5月の中ごろからは4時にうちを出まして、
訪問徴収をいたしました。このことがどうい
うふうな形で知れ渡ったのかわかりませんが、当
時の全国紙「国民健康保険」という発行物の方
から寄稿依頼があり、作文を書かせていただ
いたというふうな思い出が一つ残っているぐら
いで、ただひたすら一生懸命仲間とともに滞納者
に当たったということでございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 わかりました。

村山市が税の優等生でいられた。こぞずっと
そうですね。長井市との比較でどこが違うか
ということを繰り返し繰り返し今まで申し上げ
てまいりました。しかし、ここが決定的に違
うという答弁は今までなかったんですよ。さ
きの一般質問の答弁についても、例えば標語
だとか作文だとかって若干事例はありまし
たけども、そういうものはないわけですね。そ
うすると、結局、今、税務課長がおっしゃる
ように、収納業務というのはやっぱり根気だ
と、それが商売だと、飽きないでとことんや
るんだと、そういった以外に決定的な手だて
はないということに尽きるのではないかと
思いますが、いかがですか。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。確
かに蒲生議員おっしゃるとおりというふう
に思う面もあるわけですが、久しぶりに来
てみますと、いつごろからかわからないの
ですが、よく言えば元気のいい職員、悪く
と申しますか、言い方を変えれば無鉄砲で
向こう見ずな、かつての私のような職員
はほとんど在職してございません。やは
りそのようなことも多少影響あるの
かな、原因の一つかなと、もう一つは、
やはり差し押さえ等をやる場合にお
いて、知識不足

+

が近年目立っているのではないかと、こんなふう
に思っておるところでございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 研修も必要だということ
はさきの答弁でおっしゃってございましたよね。
それから、人の補充も必要なんだというような
ことを訴えておられました。そのあたりのこと
はやはりそうなのかなと私も思います。何も知
識もなくて差し押さえないでできっこないです
から。徴収業務を一元化して、知識と、それか
ら根気と、あるいはまた人材の適材適所という
のもあると思うんですよ。打たれ強いというか、
少々がってしないというか、そういう人でない
となかなか難しいのかなという点もあるわけ
ですよね。そういった意味で、収納率がぐっと次
第に下がっていったという点については、今、
私が申し上げたような点が欠けていたと、こ
うなるわけですかね。そういうことになりませ
うか。どうですか。

+ ○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 この間、約20年間、私、税
務から大分遠いところにおりましたので、実態
についてきっちりしたことを申し述べる知識は
ないわけですが、少なからずとも、今の前にお
話しさせていただいたとおり、そういう蒲生議
員ご指摘のようなことも収納率低下の原因では
なからうかと。要するに昭和62年度に滞繰、現
年合わせて99%を割り込み、平成4年に98%を割
り込み、その辺のところからどうも少しずつ下
がっているわけでございますが、世の中の景気と
か、そういうふうなものもあったかと思いた
すが、やっぱり蒲生議員ご指摘の部分もあるの
ではないかと、私も多少なりとも思っております
ので、お答えさせていただいたところでした。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 私は、尽きるところ、つ
まり人なんだなというふうに思うわけですよ。
仕事のABCというのがございまして、それは

何かといいますと、ABCのAは当たり前のこ
と、Bはぼんやりせずに、Cはチェックする、
これなんですよ。日常業務というのは当たり前
の、当然遂行しなければいけない業務ですよ。
それをとにかくぼんやりしないできちっとやる
ことが仕事のABCというふうに我々は教わっ
てまいりました。人ごとのように業務をやっ
ていけば、あるいはまたやってるようなふりをして
仮にしなかったとすれば、特に収納業務とい
うのは、職員の意識がすなわち納税者である市
民の意識に連動していくんじゃないかと、悪い
意味で、というふうに危惧するわけですよ。

そういう意味では、今回、新しい税務課長が
非常に人材の適材適所じゃないかと私は思うん
ですけれども、やっぱりこういった点で、人材登
用については、特に税務行政についてはしっか
りとした考えを持ってやっていかなきゃいけな
いんじゃないかなというふうに私は5年間やっ
てきまして痛切に感じているわけですが、
市長のご見解はいかがでしょう。

○高橋孝夫委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

蒲生委員がおっしゃるように、やはり人材の
登用と適材適所、その辺をいろんな視点から勘
案して収納体制を考えなきゃならないというふ
うに思いますし、仕事のABCということでお
話しいただきましたけれども、なかなか公務員
にはそういった視点がありませんので、そうい
った視点などもやっぱり職場の中で取り組んで
業務に当たりたいというふうに思います。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 税務概要だとかさまざま
な資料から見ますと、一般市税、税外、それか
ら国保、特別会計の農集、公共下水、水道まで
入れたいわゆる収入未済額というのは5億
4,000万円ぐらいあるんです。これはやっぱり
とにかくこのままにはしておけないというこ
とは、何も自治体に限らず、すべてのところでも

共通して言える課題だと思っております。さっき言いましたように、村山市と長井市のポイント差って2.何%ありますので、実際のところ、今7,300万円とおっしゃいましたけれども、8,000万円を超える額が本来村山市並みに入れば歳入増につながっていたんだということになるわけですから、やっぱり徹底的にこの部分の対策については私は必要なんじゃないかなというふうに思っております。

きょうの決算の説明にもありましたけども、延滞金、加算金で19年度は965万7,581円に及んでおります。延滞金、加算金、これは計算もありますが、14.6%で利息がつくわけですよ。この計算出ないかもしれないけれども、5.4億円の収入未済額が発生してますけども、実際はこの延滞金、加算金まで入れると、これは何ぼぐらいになっているものでしょうか。どのぐらいの額になるんだろうかと。実際はそうやって970万円ぐらいの延滞金、加算金を、予算では500万円ですが、収入済額で入っているわけですよ。そうしますと、これを加えた額で表記はしておりませんからわからないわけですが、これは滞納が続いている人からいただくときは、それを計算してもらおうわけですよ。そのときは、自分の額が大きくなっていることについて、初めていやあと思うことになるのかなというふうに思うんですけども、実際はどのぐらい膨らんでることになるんでしょうかね。計算なんてしたことないですか。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 今、ご質問ではとしたわけですが、清算をするその時点時点で計算するものですから、例えば3月31日現在とか5月31日現在で、そこまでの延滞を含めての未納というのは計算まだ、恐らくかつて税務課でもしたことがないのではないかと思います、ご指摘でございますので、そのようなことも勉強してみたいと。相当な金額になってしまうと

いうことは予想できると思います。以上でございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 例えば、今、何とかお支払いできるのは3万円しかないですと出されて、延滞金、加算金を計算したら物すごい額になってるといときには、これ、どうするものなんですかね。どっちへ先に充てるんですかね。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

常に本税優先という形で、元金を減らす時点で延滞はストップしますというか、少なくなるということなものですから、延滞がかかるものになっている金額に優先的に入れていって、延滞税がふえないようにということを基本にやっておるところでございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 例えば元金が3万円ですと延滞が3万円だったと、だから本当は6万円払ってもらわないといけないのよと。それで3万円しかないと言われたときに、その3万円をいただきますよね。要らないからと言うわけありませんから。その3万円はどっちに充てるんですか。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 そのもととなる税3万円に収納することによって、延滞税に延滞税は重ねてかかりませんので、その収納のあった時点で延滞金はふえないと、ストップになるわけですから、次回以降、延滞している延滞税3万円について、できるだけ早くお納めくださいと、こういうふうに指導しております。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 そういうことですか。この延滞金をじゃあまけるからなということはないわけだね。サービスしますみたいな。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 税についてはどなたにも裁

+

量権がございませんので、そのようなことはいたしておりません。しかし、なかなか延滞税について、収納にならないで残っておることも事実でございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 延滞の14.6%というのは、去年の決算じゃなくて予算、どっちで聞いたんですかね、中井課長にお聞きしたんですけども、この14.6%というのは、いつから14.6になったんだと。14.6%の根拠は何だ。100万円定期したって0.3とかという時代なのに、何でこんな、サラ金の上限金利に近いような高額でなければならぬのか、非常に私は不思議に思うんです。例えばこれを自治体によって、この利率を自由裁量で物すごい下げるとか、そういったことは可能なのか。まずこの14.6というのはどこから来たというのをおわかりですか。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 わかっている限りでお答えさせていただきますが、国税徴収法なり地方税法の規定によって、14.6、日歩4銭と、こう定められておまして、過去、昭和59年に税務課に参りましたときに、私も余りにも高率のために先輩にお伺いしたところ、「半分の7.3は通常の利息であり、半分の7.3は罰金的意味合いがあるのです」というふうに、何を根拠なのかわかりませんが、そのように教えられた記憶がございます。

もう一つ、各自治体等には、これを下げたり上げたりする裁量権は全く持ち合わせていないということでございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 これも昭和25年のあたりの話のようですので、今、税務課長からあったように、当該税額100円につき1日に2銭を年7.3%に改める。そして、第52条第1項中のという、これもやっぱりそういうふうに改めるというふうにありますから、そういうことなんだ

ろうなと思いますけども、昭和25年の日歩4銭ですか、これをただ数字に置きかえたというのは、これは今の施行されている法律ですから、これを否定するわけではありませんが、時代と比較しますと随分と違うのではないかという気も個人的にはするわけですよ。でも自由裁量権がないとすると、これを勝手にいじるということはできないんでしょうけれども、例えば普通徴収だと年4回ですよ。それを国保の場合だと、国保に限らず、1回に納める金額が余りにも高く、これじゃあ納められないからというふうに事前に相談を受けた人に対しては、分割納付書を切るといようなこともあるんだというの去年答弁をいただきました。そういう税徴収について配慮をするというか、こういったことをやっぱりやっていく必要があるのではないかと、積極的に、とにかく相談に応じてくださいというような働きかけをしていくということが必要なんじゃないかと思っておりますけども、こういう啓蒙といったことももっとやられるべきでないのかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

そのように思いますし、実は、面談する場合において、1年、4月から3月までの12カ月なわけでございますが、市役所の金庫が閉まるのが翌年度の5月でございますので、何とか1年14カ月という設定でお納めいただくようご努力いただきたいと、こんなふうにも人によってはお話ししながら、協力を仰いでいるところでありますし、ご指摘の点についてもよく係等で相談しまして、取り組みについて前向きに考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 建設課長にお伺いいたします。

昨年住宅使用料の不納欠損で、何カ月滞納

していた人なんだと聞いたら66カ月だという話だったですね。そういうやりとりの中の市長答弁をもう一遍読ませていただきます。

市営住宅につきましては、少なからず生活困窮者のための住宅という意味合いもございますので、その辺は配慮しなきゃいけないと思いますが、委員ご指摘のとおり、民間の住宅に入る場合ですと、更新というのが必ずあるわけですね。そこでもう1回意思確認ができるわけですが、市営住宅は入ったら入りっ放しです。先ほど最初の未済額といいます、欠損額が生じた事例を見ても、保証人の方も既に死亡なさっている。2人とも死亡なさっているようなこともございますので、規則等をもう一度見直しながら、例えば更新という制度を設けて、お金はいただかなくていいんですけども、保証人の確認をさせていただくとか、あるいは更新する際に、滞納額の多い人については、場合によっては保証人をきちっとつけてもらわないと、あるいは保証人にその部分を負担していただかないと、なかなか出ていただくというのは難しいと思うのですが、その辺なんかもあわせてできるような、そういった見直しをしないと不平等になってしまうのかなというふうに思いますので、検討してまいりたいというふうに答弁をいただいておりますので、建設課でこの点について、あれから1年ですから、検討していただいでしょうか。

○高橋孝夫委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えいたします。

この件につきまして、公営住宅法なりの確認をいたしましたところ、公営住宅におきます賃貸借につきましては、通常、定期、一般含めて、定期借家契約と普通借家契約の2種類の形態があるのでございますが、公営住宅に関しましては、その導入について、制度自体が公営住宅法の趣旨から外れる、いわゆる低所得者、それから住宅困窮者というふうな意味合いが強いとい

う趣旨だと思いますが、国土交通省においてもいわゆる定期借家契約というふうな部分については、導入についてはなじまないという認識をしているというふうなご返事をいただいております。

それで、前回、昨年の市長の答弁の中で、いろいろ方法を検討させていただくということでおりましたが、答弁の中でも市営住宅の更新という部分がやっぱりとれないといいますが、とっていないということもありまして、我々の事務の中で何とかそういうふうな形、それにかわるものといいますが、何とか滞納が進まないというふうな部分をやっていく方法しかないのではないかとということで、昨年来、昨年もお答えさせていただきましたが、3カ月滞納者につきましては呼び出しをして、とにかくご本人にきちっと払っていただくという指導をさせていただいて、さらにそれがだめな場合は、そこから初めて連帯保証人来ていただきましてご相談申し上げ、お支払いをいただくというふうな方法を徹底してまいったところであります。

なお、19年度の実績としては、2件、約60万円ほどの連帯保証人の方からのお支払いをいただいた事例がございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 一般市税を云々する前に、私は保証人をいただいて入居させている、その市営住宅の使用料がまず取れない。あるいはまた何十カ月にも及んで払われてない。つまりは不納欠損に至る。こういったメカニズムをやっぱり直さない限り、収納率向上というのは非常に難しいのではないかと思うんですよ。入院するときに保証人つけますよね。あの保証人とはわけが違うんじゃないですかね。保証人の方が既に死亡していたというのは結果論であって、今入っている方々の保証人さんは健在で、万が一の場合、私がかわってお支払いしますという、きちっとしたそういう保証人の意識というのは

+

持っておられるんですか。そういう確認もできないんですか。

○高橋孝夫委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 先ほどお答えいたしましたように、私どもの方からは、直接連帯保証人に接触するという部分は、昨年もお答えしましたが、ございません。入居者が入居時に2名の連帯保証人をつけることは条例上決まっておりますので、その方々について変更等、例えば異動が生じた場合につきましては、入居者から保証人の変更が必要な場合の承認申請という形でお出しをいただくということになっております。これをほったらかしにするということではなくて、常に納付書と申しますか、使用料の納付をいただく際に、文面を用いて今までも行ってきたところがございます。ですので、この部分をさらに徹底するというふうな部分では、今まではどちらかという納付書を主体にした文面で行っていただきましたので、もう少し明確な部分で、保証人の方々についての異動について、しっかり提出をいただくというふうな事務的なことを検討を進めてまいりたいというふうに考えているところがございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 私にはわからないんですけども、直接保証人と相対することはできないとすれば、入居しているご本人にそういったことがちゃんと、保証人の確認をしてくださいと。保証人が既に死亡されていたりすれば、入居要件を喪失するんじゃないですか。そういったことをきちんと言って、まずは未済額を発生させない、あるいはまた不納欠損をさせないというような方策をとるような手だてをきちとやっぱりやっぱりしていくということが必要なんじゃないでしょうかね。さっき税務課長が言ったとおり、徹底的にそういったことをやっぱりやっぱりしていくと。それをなおざりにしてきたとまでは言いにくいんですが、少し優し過ぎたんじゃないですかね。そ

れが結果として66カ月に及ぶ滞納を許してきたということになるんじゃないでしょうか。だとすると、一生懸命お支払いしている方々との不公平感というのは、これは非常に問題だと思うんですよね。それはそれを発生させない仕組みづくりというのを、どういう形であれ、いいですよ、でも、いずれにしても、保証人を2人つけて入っている、しかも普通の民間の家賃よりも半分ぐらいの額で入居していただいている。その家賃が焦げつくというようなことが長井市の収納業務全体の信頼を損なう結果になるのではないかと思いますので、そういったことを踏まえて、もう一度ご答弁ください。

○高橋孝夫委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えいたします。

今年度、収入未済額になっております654万8,948円のうち、平成9年まで、税外徴収につきましては税務課で行っていただいております。それまでに未納額となっておって今現在残っておるのが365万8,218円でございます。それ以降につきましては、管理と申しますか、収納業務につきまして、建設課の方に移りまして、徹底した3カ月を滞納した場合のそういうふうな先ほど申し上げた方法によって行った結果、289万730円というのがそれ以降の部分の金額であります。

365万8,000何がしという方については、既に明け渡し退去をいただいている方になっております。つまり、先ほど税務課長のご答弁の中と関連があるんですが、一般市税の方から徴収がありまして、当時、私も市営住宅の担当をしておりましたけども、当然ながら一般市税の関係の国保税とかがやっぱり徴収とすれば優先的に収入の方に入りまして、どうしてもやっぱり当時としても市営住宅の使用料につきましては後回しになるということで、我々が戸別に訪問していてもお金は払えないというふうなことがあって、結果的には月数でいえば昨年申し上げ

た、退去されて不納欠損させていただいた方が一番長かったわけですが、66カ月という事態を招いたということは実際だと思ってます。

ですので、今現在の対応とすれば、そこら辺の部分については、以前から入っている方もいらっしゃると思いますが、それも計画的に納入をいただいている。それから、3カ月滞納した方についても個人を呼び出しをして改善を図る。それができないとすると、保証人に実際に来ていただいて、それを改善していただくというふうな、徹底的に管理の部分についても私どもも行っているというふうなことでございますので、今後は私どもとすれば、これ以上ふえない努力とすれば、やはり徹底的なそういうふうな方法をさせていただいていかなければならないと思っております。

なおかつ市営住宅につきましては住宅困窮者、低所得者ということで、前年度収入基準がゼロ円でも入居できるわけです。つまりは、もともとやっぱり使用料については、収入がないというふうな中で入られる方が多いものですから、我々としても入居される際は、できればそういうふうな所得がある方に入らせていただくことというのは非常にありがたいことなんです。公営住宅法上、入居選定委員会などをいたしますと、必ず所得が低い方を優先的に入れざるを得ないというふうな公営住宅の趣旨がございますので、どうしてもそういう部分はギャップがあるということをご理解いただきたいと思います。思っております。

ですので、現状でお入りになっている方々について、とにかく滞納を出さないというふうな努力を今後もいたしてまいりたいというふうな考えております。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 収入がない方を優先的というのはわかりますよ。しかし、家賃を払わなくていいという法はないですから、それはそ

れできちんと家賃をお支払いいただかなきゃいけないということも同時に必要なことなんです。本税の方から充当させていった結果、あっちの方が足りなくなったという話なんですけれども、やっぱりそれは国保でも言えることじゃないですか。去年、浅野課長も何か苦悩めいた答弁を私にしてるんですよ。とにかく場合によっては集中化による効率、それから分散化による効率、こういったものを徴収業務についてはもう一度総体的に検討してみる必要があるんじゃないかなというふうに思います。分散すれば非効率になる部分は出てまいりますけれども、ですけど、住宅使用料のように、そうやって使用料を回収できるとするならば、それはそれで一つの方策だと思うんですよ。それは収納率向上対策本部の中でもう一遍さまざまな意見を出していただいて、検討していただきたいと思っております。

続いて、福祉事務所長にお伺いをいたしますが、保育料について、未納額の合計が379万4,250円ということがあるわけですが、これは今、どういう対策とられておりますか。やることはすべてやったというのを5だとします。まだ何もやってないというのは仮に1だとしますと、どのレベルにありますか、1、2、3、4、5の中で。

○高橋孝夫委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 お答えいたします。

1から5のレベルでどの程度と言われますと、全くしていないわけではないし、完璧というようなわけでもない、3段階ぐらいかなと思っております。

今までの状況、対応なんですけれども、現年度分で3カ月以上未納している方に対しては、8月と2月に文書を年2回送付しております。あと滞納繰り越しがある方については、追記しまして、催告をしております。また、納付が困難な方につきましては、納付の相談をし

して、分納とか、場合によっては納付の誓約書を提出いただくということもあります。ただ、現年度分の対応だけなものですから、卒園した、退所した方については、すべて税務課さんの方で対応していただいているということになっております。

もう1点は、17年の9月からは口座振替を開始しております。また、保育施設のおたより等を通じまして、残高確認のお願いをしたりしながら、口座振替の効果を高めるようにしております。

また、今年度から新たに対応したことなんですけれども、未納者につきましては、年3回、児童手当を6月と10月と2月に振り込みさせていただいておりますけれども、未納者の方には現金窓口払いとさせていただきまして、ご本人の同意を確認させていただいて、その足で税務課の収納係の方をお願いをして、納税の相談に応じていただいて、納入を促しているということをことしさせていただきました。該当者は39名で、184万5,000円の児童手当の中で、多少なりとも全員の方に納入していただいているという実績がございます。

ことしの6月からですけれども、保育園、児童センターの入園が決定した段階で、その保護者に対して連帯保証人をつけての納入保証書の提出を義務づけさせていただきました。また、これは納税の意識を高めるというふうな観点でことしからさせていただいたところでございます。

担当課といたしましても、今後とも税務課と連携いたしまして、また、他市の状況を参考にさせていただきながら、未納が発生しないように創意工夫をしながら努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 認可保育園の清水、はなぞの、白ゆり、白山、星の子、市外と、これは

それぞれ私がもらった資料には何人未納の方がおりますということなんですが、施設の方ではこういったことは、具体的なことは知らないわけですね。そういうことは言ってないわけですか。

○高橋孝夫委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 お答えいたします。

今月、施設長会がございましたので、その際に各保育園の施設の未納の状況とか額についてはお知らせしていたところでございます。これが初めてだと認識しております。以上です。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 人数は言ってないと。未納の額は言ってある。そして、もちろんだれだれということも言ってないと。

○高橋孝夫委員長 船山祐子福祉事務所長。

○船山祐子福祉事務所長 未納額と人数についてはお話ししておりますが、個人名は挙げておりません。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 例えばはなぞのさん4名で70万円とか、金額が大分大きくなってますよね。これ結局この保育料が入ってこなくなってるんでしょ。こういう問題は、やはりほったらかしにしておくことはできない。その取り組みの強化、もっと効果の出る取り組みの方法について、レベル3というのは、何ていうのかな、客観的な要素の入らない、3ぐらいでいいかみたいな、かなり甘い3だと思うんですよ、私から言わせると。これは5にならなきゃいけない。5になるための方策ですね、どういうふうにさせていただくか、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

市長にお伺いいたしますけれども、収納率向上というのは、自治体だけではなくて、例えば公立置賜総合病院の未収金というのも大分多額になっております。20年7月30日現在の数字を

若干申し上げますと、長井病院、南陽病院、川西は大体こんなところかなという気もしないのですが、長井病院は約358万5,000円ぐらいですね。南陽病院が206万7,000円。川西診療所は6万ちょっとです。総合病院の方ですが、いわゆる12年から、開業当時から18年度分までで1億683万9,000円。そして19年度分、これが約4,254万7,000円。これを全部加えますと1億5,500万円という金額が未収金になってるんですね。総合病院の方で収納の係をしている方が1人いるんだそうです。1人でこれをどうやってできないことになると思います。今、この未収金、これを1、2、3、4と4段階に分類しているようでありまして、第3分類が、催促をしているが納入の意思が見られないもの、これが第3分類。第4分類は、連絡がとられない、またはとっていない状態にあるもの。これはどういうことかといいますと、直接相手と話が持てない状態。行方不明者、自己破産者などということなんですね。この第3、第4分類で、ざっとサテライトまでの未収金を加えますと5,000万円になります。これは本当にこのままですと、2市2町の構成の自治体の負担金というふうにはね返ってくるわけなものですから、何も自治体に限らず、この未収金対策というのが非常に問題が大きいものだというふうに思っております。聞きますと、12年から18年まで未収金の人数は、総合病院の方ですが、815人、19年は461人、合計1,276人の人が未収金なんですね。さっき言いましたように、対策の職員が1人だということ。

なぜこういうことが発生するかということで、ちょっとお聞きしたんですけども、例えば外来診察へ行きますと、診察が終わりますと処方せん出ますよね。こうやって会計窓口へ行ってくださいといって、会計窓口へ行って受け付けをして、精算をしてから帰るとというのが普通なんですけども、そこで会計をしないで帰っちゃう

というケースがまずはあると。処方せんをもらっていますから、工夫すればもらえるわけですよ。2回目はだめですよ。チェックがかかりますから。でもそれは全体の未収金の2割程度なんですね。8割は入院患者の費用なんだそうです。土日に退院をした場合に、結局請求書その後で送りますみたいなパターンになりまして、払われないでいるというのが実態のようなんですね。だから、未収金を発生させない仕組みというのは必要なんじゃないかと私は思っております。これは病院の議会でも問題になるんじゃないけども、大変な、重要な問題であると。

何か対策のマニュアルだとか、さまざまな今取り組みをなさっているようなんですけども、なかなか、対策マニュアルとか、あとは未収金対策ワーキンググループだとか、さまざまなものはあるんですけども、なかなか効果があらわれているような実態にないというんです。そういった問題について、どういうふうに市長はやるべきなのか、見解をお伺いいたします。

○高橋孝夫委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 私も蒲生委員がおっしゃいますように、まずは病院の支払いの方法といいますか、もともと長井方式という方式があったんですね。市立病院で行ってたのは、診察を終わって、大体薬をいただく場合が多いんですけども、その薬をもらう場合は、支払いを済ませてからじゃないと薬をもらえないと。今は院外薬局がほとんどで、処方せんだけなんですけども、置賜病院の場合ですと、すぐ処方せんは処方せんでいただきますので、支払わなくても薬をもらえるので帰ってしまうという、これは蒲生委員おっしゃるとおりだと思います。これは改めるように今やってるそうではありますが、理由としては、長井方式でしたかったんですけども、外来患者でかなり窓口が混乱するからそれを採用しなかったという言い分のようなのです。

あともう一つは、私も前から思っていたんで

すが、時間外、救急外来なんか参りますと、診察を終わってから支払いまで1時間以上待たなきゃいけない。窓口、1人しか大体いませんので、バックに1人いて、2人ぐらいですね。そうしますと、帰っちゃうんですね、やっぱり終わったら。そんなこともあって、土日の入院患者さんの退院されたときの支払いをどうするかということと、あと救急外来、これらについて、今、対応すべく体制を整えているということのようでございます。

それと、委員からありました未収債権の対策専門員というのは確かに1名なんですけど、一応係としては医事課長以下、職員5名でやっていると。訪問催促を行うのは、医事係長と、そのもう一人の専門員、2名だということで、大差はないんですけども、そういうことでは債権化が常態化するというふうに思っていますので、この辺については強く管理者会等々で体制を整えるように申し上げたいというふうに思っております。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 納期前納付の奨励制度とか、まだまだあるんですが、これは大体余りあれなので、これは割愛します。

時間もありませんので、最後の人口交流増対策について簡単に、例えば江戸川区民まつりだとか、農産物を媒体にした、それと出店やなんかやっていますよね。これをやっぱりもっと、何ていうかな、ただこなしていただけじゃなくて、もっともっと実効の上がるものにしていくべきじゃないのかなと考えてます。川崎市の多摩区民祭の方にも平野地区のグリーンツーリズムのメンバーが招かれてるというか、市長にも案内が来ているかもしれませんが、せっかくの機会ですので、そういったことを生かすような取り組みを今後していただきたいと思うんですよ。ここに書いておりますように、都市、地方連携の温暖化対策に対する交付金が今回出ますよと

いうことで、これは2008年8月29日の官庁速報のコピーなんですけど、例として山梨県の道志村と連携して植林事業を展開する横浜市の事例を挙げ、30件の支援を想定しているということで、何かお金が出るという事業もあるものですから、これをもう少し、例えば具体的に長井市と川崎市でもいいですよ、長井市とどこかということで、積極的に推進していくべきでないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○高橋孝夫委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生委員おっしゃいますように、積極的に推進してまいりたいと思いますが、これは指定を受けなきゃならないということで、20年度については残念ながら受けられませんでしたので、21年に向かって取り組みたいと。あと同時に農水省の方でも都市と農村との交流事業ということで、この辺ですと飯豊町が認定を受けております。これを来年度に受けられるように考えていきたいと思っております。

なお、物産については、なかなか地元の業者さんが向こうに行って、旅費をかけてやるというのは難しい状況ですので、そこは我々行政も支援しながら、それをきっかけとして、向こうから人に来ていただく、あるいはこちらから何らかの形で交流できるような、そういうようなきっかけとして考えているところでございます。以上です。

○高橋孝夫委員長 蒲生光男委員、時間が過ぎますので簡潔にお願いします。

○6番 蒲生光男委員 最後の質問になります。

川崎市の阿部市長がなかなかいい方でして、阿部市長の奥さんも何か今度長井市の方を訪問されるということがあるわけですが、ぜひそういった事例を、チャンスを生かしていただいて、取り組みを進めていただきますと、きっと長井市にとってもプラスになる面が大きいんじゃないのかなと思いますので、これを最後をお願いをして、質問を終わりたいと思います。ありが

とうございました。

○高橋孝夫委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いをいたします。

認第1号 平成19年度長井市歳入歳出決算認定についての質疑

○高橋孝夫委員長 それでは、認第1号 平成19年度長井市歳入歳出決算認定についての一般会計の歳入から順次質疑を行います。

まず、認第1号の一般会計の歳入全部について質疑を行います。事項別明細書の27ページから51ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の一般会計の歳出について質疑を行います。

まず、第1款議会費、2款総務費について質疑を行います。53ページから69ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、3款民生費、4款衛生費について質疑を行います。70ページから85ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、5款労働費、6款農林水産業費について質疑を行います。86ページから95ページまで

であります。ご質疑ございませんか。

8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 その前に委員長にお願いしますけれども、特別委員会ですが、小委員会が省略してますので、一問一答形式で質問させていただきたいとお願いしますけれども。

○高橋孝夫委員長 細部審査ですから、それはありません。一問一答方式でやりたいとするならば、事前に総括質疑の申し出をしていただいて、そこで対処できますので、そういうふうには次回からはお願いをしたいと思います。

○8番 安部 隆委員 どうも済みません。

ページ数は89ページ、88になっておりますけれども、農林水産業費において、農業総務費、それから農業振興費、それから4目の水田転作費というようなことでありまして、日ごろ我々、稲作を中心とした生産者において、適正な運営につきまして、国を始めとして関係各省庁からの指導を仰ぎながら今日やっていると、こういうようなことで、適正な稲作の事業を遂行しているというような状況であります。

そういう中で、今般のミニマムアクセス、米価問題でありますけれども、これもやはり健全な稲作の生産というものには非常にかかわってくるのではなかろうかというようなことで、ひとつ当局並びに所管をお願いをしていきたいというようなことでございます。

今回のミニマムアクセス問題は、単なる米の最低輸入量というようなことで、WTO、多角的貿易交渉の中で、1999年にウルグアイ・ラウンドで決められた合意として、自由貿易の中であっても最小限の米を輸入するんだと、これはすべて食用というようなことだというふうに思っています。これが今回、業者によって、その汚染米がいろいろな機関に流れ、そしてそれを我が国民が飲酒、飲用するというような非常に最悪な状態になったと。一方では、減反政策、生産調整として、そうしたことが国からおろされ、